暮らしの情報

information

障害者控除対象者認定書交付について

身体障害者手帳などの交付を受けていない方でも、満65歳以上の方で介護保険要介護認定者の場合は、障がい者に準ずる者として、広野町長から「障害者控除対象者認定書」の交付を受ければ、確定申告の際に障害者控除の対象者となります。

身体障害者手帳などをお持ちの方は、手帳所持者として控除を受けることができますので、申請の必要はありません。

障害者控除対象者認定書について、次のとおり申請を受け付けます。

◆**対象者の要件**

(1)および(2)のいずれにも該当する方

(1)平成24年12月31日現在において住民登録・居住とも広野町の方

(2)満65歳以上の人で、①または②に該当する方

①要介護1～5の介護保険認定者で、次の「判断基準」を満たしている方

②6カ月以上寝たきり状態で、複雑な介護を要する方

◆**障害者控除対象者認定の「判断基準」**

身体障害者または知的障害者に準ずる方の認定は、要介護認定資料の「主治医意見書」の記載情報をもとに、次に示す判定基準によって認定されます。

◎**障害者控除**

認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅱ」以上の方または障害高齢者日常生活自立度が「A」以上の方

◎**特別障害者控除**

認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅳ」または「M」の方または障害者高齢者の日常生活自立度が「B」以上の方

◆**申請方法**

広野町役場福祉環境グループ窓口で、「障害者控除対象者認定申請書」に必要事項を記載・押印して申請してください。

◆**申請の受付**

平成25年2月1日（金）から随時（閉庁日は除く。）

◆**問い合わせ**

福祉環境グループ

☎0240－27－2115

げんキッズのご案内

入園前のお子さんを対象に、げんキッズを開催しています。

同年代のお子さんと遊んだり、保護者同士の情報交換の場としてご利用できます。

また、育児相談なども行います。みなさまのお越しをお待ちしています。

※託児所ではありませんので、保護者同伴となります。

◆**場　所**　こみゅーん助産院（平谷川瀬字仲山町20－1）

☎0246－23－3303

◆**日　時**

平成25年2月12日（火）

平成25年2月26日（火）

午前10時～11時30分

◆**問い合わせ**

広野町保健センター

☎0240－27－3040

広野小・中学校、幼稚園の状況

平成25年1月11日現在、広野小学校は64名、広野中学校は34名、広野幼稚園は4名の児童生徒がそれぞれ通学・通園しています。

また、本校舎での再開に伴い、学校給食も再開しておりますが、使用食材に関して、産地の指定や、給食センターに導入した食品放射線検査機器を使用し、放射性物質の検査を実施するなど、給食の安全安心の確保に努めております。

▲3学期の始業式の様子

今後も、広野小・中学校・幼稚園へ通学通園を希望する児童生徒を随時受け入れておりますので、希望される場合はそれぞれの学校・園までご連絡をお願いします。

◆**問い合わせ**

・広野町教育委員会

☎0240－27－4166

・広野小学校

☎0240－27－2332

・広野中学校

☎0240－27－3224

・広野幼稚園

☎0240－27－2221

▲英語の学習をする広小児童

区域外就学している児童・生徒への就学費支援

広野町に住所がある方で区域外就学などにより小・中学校に通学する児童生徒がいる世帯に対し、学用品費や給食費などの就学費支援を行います。

就学費支援については、原発避難者特例法により原則として通学先の自治体で実施することとなっておりますので、通学先の市区町村教育委員会へお問い合わせください。

なお、自治体によっては世帯の所得状況などを踏まえて、避難されている世帯であっても就学費支援を行わない場合があります。

避難先で認められない場合は、最終的に広野町が認定し、通学先の学校を経由して就学費支援を実施します。

▲広野町復興サッカー教室に参加した子どもたち

広野町が認定する場合の詳しい手続き方法については、避難先市区町村の認定状況を確認の上、避難先の市区町村教育委員会や通学先の学校を通じて保護者の方へお知らせします。

避難先で認定とならなかった方は広野町教育委員会までご連絡ください。

幼稚園就園奨励費補助事業

広野町では、広野町に住所を有し、避難先の幼稚園に通園しているお子さんの保護者を対象に保育料などの援助をします。

▲広野小５年生が幼稚園を訪問しました

すでに通園先を通じて昨年の4月から7月分までの申請をしていただいた方には、補助金交付決定通知書を送付した上で振込みをしましたので、通帳でもご確認ください。

また、昨年の8月から12月分の申請案内を今年1月初旬頃に郵送しておりますので併せてご確認ください。

なお、住所変更、途中入退園などあった方はお知らせください。

◆**問い合わせ**

広野幼稚園就園奨励費担当

☎0240－27－2221

広野町奨学資金貸与事業について

広野町では、奨学資金を無利子で貸付しておりますので、お気軽にご相談ください。

◆**目的**

広野町出身の学生であって、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難と認められる者に対し奨学資金を貸与し、もって教育の機会均などを図り、健全な社会の発展に資する。

▲雪遊びをする子どもたち

◆**貸与を受ける者の資格**

次の各号に掲げる要件を備える者に対して申請に基づき貸与する。

◎専修学校専門課程、短期大学または大学（大学院を除く。）（次号において「大学など」という。）に在学し、品行が正しく学術にすぐれていること。

◎前号の大学などに合格した際に広野町に引き続き1年以上住所を有していること。

◎国、県または他の団体から同種類の奨学資金の貸与または給与を受けていないこと。